

○廿日市市市民活動センター管理規則

平成 1 7 年 1 2 月 2 8 日規則第 1 1 2 号
 改正 平成 1 9 年 2 月 1 5 日規則第 7 号
 平成 1 9 年 4 月 1 日規則第 2 8 号
 平成 2 0 年 4 月 1 日規則第 4 7 号
 平成 2 2 年 2 月 2 6 日規則第 1 号
 平成 2 5 年 1 月 3 1 日規則第 1—2 号
 平成 3 0 年 1 0 月 1 日規則第 4 0 号
 令和元年 7 月 1 日規則第 4 号
 令和 4 年 3 月 日規則第 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廿日市市市民活動センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(まちづくりの推進を図る活動等)

第 2 条 廿日市市市民活動センター条例（平成 1 7 年条例第 1 2 0 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項のまちづくりの推進を図る活動その他の活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(一部改正〔平成 3 0 年規則 4 0 号〕)

(団体事務室の利用者に係る特例)

第 3 条 条例第 5 条及び第 6 条の規定にかかわらず、団体事務室の使用について条例第 7 条第 1 項の許可を受けた者は、開館時間以外の時間又は休館日に

団体事務室を使用することができる。この場合において、市長は、当該使用についてセンターの管理運営上必要な条件を付することができる。

(一部改正〔平成30年規則40号・令和4年 号〕)

(使用許可の手続)

第4条 条例第7条第1項の規定により、センターの施設（以下「施設」という。）の使用の許可を受けようとする者（以下「使用許可申請者」という。）は、廿日市市民活動センター使用許可申請書（別記様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第1研修室、第2研修室、第3研修室、和室、301研修室、302研修室及び303研修室（以下これらの施設を「研修室等」という。）の使用に係る使用許可申請書の受付期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 市民活動団体がセンターの設置の目的内で専用使用するとき。 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとするときは、その初日をいう。以下「使用日」という。）の6月前から使用日の前日まで

(2) 前号以外の使用 使用日の1月前から使用日の前日まで

(一部改正〔平成20年規則47号・25年1—2号・30年40号・令和4年 号〕)

(使用許可書の交付等)

第5条 市長は、条例第7条第1項の許可をしたときは、廿日市市民活動センター使用許可書（別記様式第2号。以下「使用許可書」という。）を使用許可申請者に交付する。

2 条例第7条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）のうち、研修室等を使用するものは、使用する際に使用許可書を係員に提示しなければならない。

(一部改正〔平成25年規則1—2号・30年40号・令和4年 号〕)

(使用期間)

第6条 研修室等を使用できる期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 団体事務室を使用できる期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、更新することができる。この場合において、更新のときから1年を超えることはできない。

(一部改正〔平成30年規則40号・令和4年 号〕)

(使用料の減免)

第7条 条例第9条第3項の規定により、使用料を減免する場合及びその金額は、次のとおりとする。

(1) 市が専用使用するとき。 使用料の全額

(2) センターの設置の目的内で専用使用する場合であって、専用使用人員の半数以上が児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童をいう。）、障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいい、これらの者の介助者を含む。）又は被

爆者健康手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けている者であるとき。
使用料の全額

- (3) センターの設置の目的内で専用使用する場合であって、専用使用人員の半数以上が高齢者（満65歳以上の者をいう。）であるとき。使用料の5割に相当する額
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。使用料の全額又は市長が適当と認める割合に相当する額

2 条例第9条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、廿日市市市民活動センター使用料減免申請書（別記様式第1号。以下「減免申請書」という。）を使用許可申請書に添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、減免申請書の提出があった場合において、使用料の減免を決定したときは、廿日市市市民活動センター使用料減免決定通知書（別記様式第2号。以下「減免決定通知書」という。）により減免申請者に通知するものとする。

4 市長は、使用料の減免について申請させる必要がないと認める場合は、第2項の規定にかかわらず、減免申請書の提出をさせずに使用料の減免を決定することができる。この場合において、減免決定通知書による通知を省略するものとする。

（一部改正〔平成20年規則47号・25年1—2号・30年40号・令和4年 号〕）

（使用料の還付）

第8条 条例第9条第4項ただし書の規定により、使用料を還付する場合及びその金額は、別表のとおりとする。

2 条例第9条第4項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者（以下「還付申請者」という。）は、廿日市市市民活動センター使用料還付申請書（別記様式第3号。以下「還付申請書」という。）に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、還付申請書の提出があった場合において、使用料の還付を決定したときは、廿日市市市民活動センター使用料還付決定通知書（別記様式第3号）により還付申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成20年規則47号・25年1—2号・30年40号・令和4年 号〕）

（使用の取消し及び中止）

第9条 使用者は、施設を使用する前に当該使用を取り消そうとするときは、廿日市市市民活動センター使用取消申請書（別記様式第4号。以下「使用取消申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 使用者は、施設の使用を中止するときは、廿日市市市民活動センター使用中止届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成25年規則1—2号・30年40号・令和4年 号〕）

（遵守事項）

第10条 センターでは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備及び物品並びに展示品（以下「施設等」という。）をき損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に迷惑を掛ける行為又は他人に嫌悪感を起こさせる行為をしないこと。
- (3) 指定の場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（一部改正〔平成30年規則40号・令和4年 号〕）

（禁止行為）

第11条 センター内では、次の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- (1) 寄附の募集
- (2) 爆発物その他危険物の持込み
- (3) 行商その他これに類する行為
- (4) 宣伝その他これに類する行為
- (5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

（一部改正〔平成30年規則40号・令和4年 号〕）

（入館の制限）

第12条 市長は、前2条の規定に違反するおそれのある者若しくはこれらの規定に違反した者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物を携帯する者に対して、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

（一部改正〔平成30年規則40号・令和4年 号〕）

（指定管理者による管理）

第13条 第3条から第9条まで、第11条、第12条、第18条、別表及び別記様式第1号から別記様式第5号までの規定は、条例第11条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第3条及び第4条	使用	利用
	市長	指定管理者
第5条第1項	市長	指定管理者
	使用	利用
第5条第2項	使用	利用
第6条第1項	使用	利用
	市長	指定管理者
第6条第2項	使用	利用
第7条第1項	使用料	利用料金
	使用	利用
第7条第2項	使用料	利用料金
	使用	利用

	市長	指定管理者
第7条第3項及び第4項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第8条第1項	使用料	利用料金
第8条第2項	使用料	利用料金
	使用	利用
	市長	指定管理者
第8条第3項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第9条	使用	利用
	市長	指定管理者
第11条	市長	指定管理者
第12条	市長	指定管理者
第18条	使用	利用
別表	使用	利用
	市	市又は指定管理者
	使用料	利用料金
別記様式第1号から別記様式第5号まで	使用	利用
	使用料	利用料金
	廿日市市長	指定管理者

(追加〔令和4年規則 号〕)

(指定管理者の指定に係る申請書の提出)

第14条 条例第12条の規定により、センターの指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「指定申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、指定管理者指定申請書（別記様式第6号。以下「指定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、同条の事業計画書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) センターの管理及び運営に関する基本方針
- (2) 指定管理者として受けようとする期間（以下「指定管理期間」という。）内のセンターの管理及び運営に関する業務の実施計画
- (3) 指定管理期間内のセンターの管理及び運営に関する業務に係る収支計画
- (4) センターの管理及び運営に関する組織体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第12条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款その他これらに準ずるもの
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の指定申請者に関する事業報告書、収支計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(追加〔令和4年規則 号〕)

(指定の告示等)

第15条 市長は、条例第13条の規定により指定管理者を指定したとき、又は条例第17条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を変更届出書(別記様式第7号)により市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の届出があった場合には、その旨を告示するものとする。

(追加〔令和4年規則 号〕)

(協定の締結)

第16条 市長は、条例第13条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とセンターの管理運営に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理に係る業務の内容に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 市が支払うべきセンターの管理費用に関する事項
- (4) センターの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(追加〔令和4年規則 号〕)

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 条例第15条の規定により、指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書(別記様式第8号)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) センターの利用に係る料金収入の実績
- (3) センターの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するため、市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、年度の途中において条例第17条第1項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の指定を取り消された日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(追加〔令和4年規則 号〕)

(原状回復義務)

第18条 使用者は、施設の使用を終了し、若しくは中止したとき、又は条例第10条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。

(一部改正〔平成30年規則40号・令和4年 号〕)

(損害賠償義務)

第19条 施設等をき損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔平成30年規則40号・令和4年 号〕)

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成30年規則40号・令和4年 号〕)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条から第11条まで及び第17条の規定は、同年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月15日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年2月26日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月31日規則第1—2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月 日規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の廿日市市市民活動センター管理規則（以下「改正後の規則」という。）第14条の規定による指定管理者の指定に係る申請書の提出及びこれに係る手続その他この規則を施行するための準備行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前に、この規則による改正前の廿日市市市民活動センター管理規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第8条関係）

（一部改正〔平成20年規則47号・30年40号・令和4年 号〕）

区分	還付する場合	還付額
研修室等	使用者が、その責めに帰すことができない理由により、使用することができないとき。	使用料の全額
	市の都合により使用の許可を取り消し、又は変更したとき。	
	使用日の1月前までに使用取消申請書の提出があったとき。	
	使用日の7日前までに使用取消申請書の提出があったとき。	
団体事務室	使用者が、その責めに帰すことができない理由により、使用することができないとき。	使用しなかった期間に係る使用料の全額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）
	市の都合により使用の許可を取り消し、又は変更したとき。	

(別記)

様式第1号(第4条、第7条関係)

(全部改正〔平成30年規則40号〕、一部改正〔令和元年規則4号・4年号〕)

廿日市市民活動センター使用許可申請書 兼 使用料減免申請書

申請日 年 月 日

廿日市市長様

申請者	団体名			
	代表者名		ネットワーク登録	
	申請者住所			
	電話番号			
	氏名			

1 次のとおり施設を使用したいので、申請します。

使用目的・ 行事名等					(使用予定人員 人)
使用日・ 使用時間	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午前	9:00~12:00		
	~ 年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午後	12:00~17:00		
	<input type="checkbox"/> 臨時開館 (時 分 ~ 時 分 ※午前、午後のみ)	<input type="checkbox"/> 夜間	17:00~21:30		
使用施設名	市民活動センター				
	<input type="checkbox"/> 第1研修室	<input type="checkbox"/> 第2研修室	<input type="checkbox"/> 第3研修室	<input type="checkbox"/> 和室	
	市民活動センターおおの				
備考	<input type="checkbox"/> 301 研修室	<input type="checkbox"/> 302 研修室	<input type="checkbox"/> 303 研修室		

2 次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。※該当する項目の口にチェックしてください。

今回の使用は、	
<input type="checkbox"/> 使用者の半数が児童(18歳未満)です。	<全額免除>
<input type="checkbox"/> 使用者の半数が障がい者又は被爆者健康手帳等の所有者です。	<全額免除>
<input type="checkbox"/> 使用者の半数が高齢者(65歳以上)です。	<1/2減額>
<input type="checkbox"/> その他 ()	

※ 以下には記入しないでください

本申請について、	
<input type="checkbox"/> 使用を許可します。	
<input type="checkbox"/> 廿日市市民活動センター使用料を減免することを決定します。	
年 月 日	廿日市市長

使用料の額		円
	基本使用料	円
	0 1/2 2倍	

領収印
左記のとおり領収しました。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号（第5条、第7条関係）

（全部改正〔平成30年規則40号〕、一部改正〔令和元年規則4号・4年号〕）

廿日市市民活動センター使用許可書 兼 使用料減免決定通知書

申請日 年 月 日

申請者	団体名			
	代表者名		ネットワーク登録№	
	申請者住所			
	電話番号			
	氏名			

1 次のとおり施設を使用したいので、申請します。

使用目的・ 行事名等					(使用予定人員 人)
使用日・ 使用時間	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午前	9:00~12:00		
	~ 年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午後	12:00~17:00		
	<input type="checkbox"/> 臨時開館 (時 分 ~ 時 分 ※午前、午後のみ)	<input type="checkbox"/> 夜間	17:00~21:30		
使用施設名	市民活動センター				
	<input type="checkbox"/> 第1研修室	<input type="checkbox"/> 第2研修室	<input type="checkbox"/> 第3研修室	<input type="checkbox"/> 和室	
	市民活動センター おおの				
	<input type="checkbox"/> 301 研修室	<input type="checkbox"/> 302 研修室	<input type="checkbox"/> 303 研修室		
備考					

今回の使用は、	<input type="checkbox"/> 使用者の半数が児童（18歳未満）です。	<全額免除>
	<input type="checkbox"/> 使用者の半数が障がい者又は被爆者健康手帳等の所有者です。	<全額免除>
	<input type="checkbox"/> 使用者の半数が高齢者（65歳以上）です。	<1/2減額>
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

使用条件	廿日市市民活動センター条例及び廿日市市民活動センター管理規則並びにこれらに基づく規定を遵守すること
------	---

本申請について、	<input type="checkbox"/> 使用を許可します。
	<input type="checkbox"/> 廿日市市民活動センター使用料を減免することを決定します。
	(元号) 年 月 日
	廿日市市長

使用料の額		円
	基本使用料	円
	0 1/2 2倍	

領 収 印
左記のとおり領収しました。

- ◎ 一度納付された使用料は還付しません。
- ◎ キャンセルなど変更があった場合は、事前に市民活動センター受付へ申し出てください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号（第8条関係）

（全部改正〔平成30年規則40号〕、一部改正〔令和元年規則4号・4年号〕）

廿日市市民活動センター使用料還付申請書

廿日市市長様

		年 月 日	
団体名		代表者名	
申請者	住所		
	氏名	電話番号	
次のとおり、市民活動センターの使用料の還付を受けたいので申請します。			
還付理由			
許可を受けた日時	年 月 日 () : ~ :		
許可を受けた施設			
既納使用料	円 ※使用許可書を添付してください。		
還付申請額	円		

※以下は記入しないでください。

廿日市市民活動センター使用料還付決定通知書

(元号) 年 月 日

様

廿日市市長 ㊟

次のとおり還付します。

許可を受けた施設		許可を受けた日時	
既納使用料	円	還付金額	円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号（第9条関係）

（全部改正〔平成30年規則40号〕、一部改正〔令和元年規則4号・4年号〕）

廿日市市民活動センター使用取消申請書

廿日市市長様

				年	月	日
団体名				代表者名		
申請者	住所					
	氏名				電話番号	
次のとおり、市民活動センターの施設の使用を取消したいので届け出ます。 (廿日市市民活動センター条例第7条の規定により、一度納付された使用料は、原則、還付されません。)						
取消理由						
取消日時	年 月 日 ()		:	~	:	
取消施設						

取消しをする日の使用許可書を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第9条関係）

（全部改正〔平成30年規則40号〕、一部改正〔令和元年規則4号・4年号〕）

廿日市市民活動センター使用中止届出書

廿日市市長様

				年	月	日
団体名				代表者名		
申請者	住所					
	氏名			電話番号		
次のとおり、市民活動センターの施設の使用を中止したいので届け出ます。 (廿日市市民活動センター条例第7条の規定により、一度納付された使用料は、原則、還付されません。)						
中止理由						
中止日時	年 月 日 ()		:	~	:	
中止施設						

中止をする日の使用許可書を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号（第14条関係）
（追加〔令和4年規則 号〕）

指定管理者指定申請書

年 月 日

廿日市市長様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名 ④
電話番号

廿日市市民活動センター条例第12条の規定により、次のとおり廿日市市民活動センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- 3 法人にあっては、登記事項証明書
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 6 その他市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号（第15条関係）
（追加〔令和4年規則 号〕）

変 更 届 出 書

年 月 日

廿日市市長様

郵便番号
主たる事務所の所在地
指定管理者 名称
代表者氏名
電話番号

㊟

名称
次のとおり主たる事務所の所在地を変更したので、廿日市市市民活動センター管理規則第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の名称	
変更の内容	
変更年月日	

備考

- 1 登記事項証明書その他の変更の事実を証する書面を添付すること。
- 2 不用の文字は、消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号（第17条関係）
（追加〔令和4年規則 号〕）

事業報告書

年 月 日

廿日市市長様

郵便番号
主たる事務所の所在地
指定管理者 名称
代表者氏名
電話番号

印

廿日市市民活動センター条例第15条の規定により、次のとおり事業報告書を提出します。

- 1 施設の名称
- 2 事業年度
- 3 管理業務の実施状況
- 4 利用に係る料金の収入実績
- 5 管理に係る経費の収支状況
- 6 管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- 7 その他市長が必要と認める事項

備考

- 1 記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。